別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）
［略］
１　［略］
２　経理の状況
(1)　［略］
(2)　連結財務諸表
（注意事項）
１　この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。
２　［略］
３　この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならない。
４　特別金融商品取引業者が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成する場合においては、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1)①から④までに相当する事項を記載するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）
第一条　この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第二項、第二百八条の十三及び第二百八条の二十六の規定並びに別紙様式第十七号の四並びに次条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五十五号）附則第四条の規定は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書及び説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る事業報告書及び説明書類については、なお従前の例による。
（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）
第三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 **第四条**　当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。次条第三号イ、第二百八条の二十三第二項、第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の四及び別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。	**附　則** **第四条**　当分の間、第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）
［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
(2)　［同左］
（注意事項）
１　この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書をいう。
２　［同左］
３　この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならない。
［加える。］